精神 障がい ~「障がい」について知ってください~

生活に「生きづらさ」を感じていませんか?

■問い合わせ:社会福祉課障がい者支援グループ☎内線 269

こんなこと、ありませんか?

「仕事(学校)に行けず、引きこもっている」「出産後に落ち込んで動けない」「独り言が非常に増えた」など、複雑な現代社会では「心が風邪をひく」ことがあります。その「心の風邪」が重篤化した「精神障がい」を抱える方も多くいます。

心の問題の相談は多岐にわたり、専門職のアドバイスが必要です。今、実際に困っていて、どこで誰に相談すればいいのか悩んでいたら、思い切って「最初の一歩」を踏み

出してみませんか? 相談できる人、あなたの「生きづらさ」を聞いてくれる人は、あなたの周りにいます。 市の相談は、きめの細かいサポートをいつも心がけています。守秘義務もありますので、安心してご相談 ください。また、問題が多岐にわたる場合は、関係機関と緊密に連携してあなたを支援します。

例えばこんな、相談したいこと・困っていること。

- ●家から出られず、誰に相談したらいいのか 分からない
- ●暴力・大きな声を出して困っている
- ●独り言が急に増えた
- ●気分がふさがって、何もやる気が起きない
- ●病院に行きたいけど、どこの病院の どこの科に行けばいいの?
- ●身近に相談できる人が欲しい

- ●障がいを持つ家族について相談したい
- ●精神障害者保健福祉手帳の取得を考えている けれど、手続きが分からない
- ●精神障害者保健福祉手帳はどんな時に使えるの?
- ●障がい者雇用について知りたい
- ●福祉サービス事業所はどこにあるの?
- 福祉サービス事業所の利用を考えているけれ ど、手続きが分からない

などなど



最初の一歩

相談してみよう!

| 相談先 | 相談内容 |
|----------------------------|----------------------------------|
| 龍ケ崎市役所・社会福祉課☎ 64-1111 | 障がいやサービスに関する総合的な相談など |
| 竜ケ崎保健所☎ 62-2161 | こころの相談、ひきこもりの相談、薬物相談など |
| 訪問看護ステーション竜ケ崎☎ 62-7544 | 精神障がい者の在宅生活の支援・相談 |
| 龍ケ崎市社会福祉協議会☎ 62-5176 | 生活支援・相談、ボランティア活動など |
| あすか相談支援事業所☎ 85-2339 | 指定特定相談支援事業者 障がいサービスの利用についての相談 |
| 相談支援事業所 創☎ 65-0500 | |
| 相談支援事業所 クルミ☎ 79-4987 | |
| 龍ケ崎地方家族会・長瀬☎ 090-5425-2236 | 生活や医療についての総合的な相談、家族の支援 |
| 民生委員 | 身近な民生委員の連絡先は、社会福祉課へお問い合わせください |

自立支援医療(精神通院医療)を ご利用ください!

精神疾患の治療を支援するため、通院医療費の 9割を医療保険と公費で負担する制度で、本人は 1割負担となります。

この制度を利用している方は、各種障がい福祉 サービスの利用も可能です。

ご存知ですか? 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障がいの状態にある事を証明することで、各方面からの支援を受けやすくするために交付するものです。

手帳には1級~3級の区分があり、各種制度・ サービスを利用することができます。